

## 令和7年度水戸線小中学生団体利用促進補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、小中学生が団体で水戸線を利用する場合に、その運賃の一部を補助することで、小中学生が水戸線を積極的に利用する機会を提供し、利用促進を図ることを目的とする。

### （補助金交付対象者）

第2条 補助金の対象となる者は、水戸線整備促進期成同盟会を構成する市町（水戸市、結城市、笠間市、ひたちなか市、筑西市、桜川市、古河市、石岡市、下妻市、城里町、八千代町、境町）に所在する小中学校、自治会、子ども会等の団体とする。

### （補助対象経費）

第3条 前条の補助金交付対象者が実施する校外学習等の事業（以下「補助事業」という。）に係る経費のうち、小中学生5人以上が同じ行程と一緒に旅行する場合の佐和駅から小田林駅までの区間の運賃（団体割引乗車券の適用がある場合はその額。）として支出した経費。ただし、佐和駅から友部駅までの区間のみの利用に係る当該経費については補助対象外とする。

2 前項において、引率者がいる場合は、その運賃（団体割引乗車券の適用がある場合はその額。）として支出した経費。ただし、同行する小中学生の人数を超える引率者に係る当該経費については補助対象外とする。

### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に  $1/2$  を乗じて得た額以内の額（10 円未満は切り捨て）とする。

### （補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1—1号）に次に掲げる書類を添え、水戸線整備促進期成同盟会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（1）申請額内訳書（様式第1—2号）

（2）補助事業の概要・行程・参加人数（小中学生・引率者の内訳含む）の分かる書類

### （補助金の交付決定）

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

### （実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助団体」という。）は、当該補

助事業が完了したときは、速やかに実績報告書兼請求書（様式第 3—1 号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

- （１）精算額内訳書（様式第 3—2 号）
- （２）補助対象経費確認書類（切符、Suica 利用履歴、乗車証明書又は領収書の写し等）
- （３）補助事業に係る写真
- （４）参加者数（小中学生・引率者の内訳含む）の分かる資料 ※交付申請時から変更がある場合のみ
- （５）その他会長が必要と認める書類

（額の確定及び通知）

第 8 条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、当該補助事業に交付する補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 4 号）により補助団体に通知するものとする。ただし、確定額が第 6 条により通知した金額と同額のときは、確定した旨の通知を省略することができる。

（補助金の支払）

第 9 条 会長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、確定日から 30 日以内に補助団体の指定する金融機関に口座振込により補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第 10 条 会長は、申請に虚偽又は不正があったと認めるときは、第 6 条の規定による交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金については、その全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金については、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに補助金を返還しなければならない。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 17 日から施行する。